

国保の加入・脱退は必ず14日以内に届出を

☎ 国保年金課国保係 ☎(95)9891

異動の多いこの時期、届出が必要な人は期限内に忘れずに手続きをしてください。

国保に加入するとき

こんなとき	届出に必要なもの
ほかの市町村から転入したとき	転出証明書
職場などの健康保険を脱退したとき（健保などの被扶養者から外れたとき）	職場の健康保険をやめた証明書 ※脱退日から14日以内に証明書が届かない場合は、期限内にご相談ください。
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書

加入の届出が遅れると

国保の加入資格が発生した日（前の健康保険の資格を喪失した日）までさかのぼって保険税を納めていただきます。

そのほか

こんなとき	届出に必要なもの
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
世帯が分かれたり、一緒になったとき	保険証
修学のため、子どもがほかの市町村に住むとき	保険証、在学証明書
保険証を破損・紛失したとき	破損した保険証

国保を脱退するとき

こんなとき	届出に必要なもの
ほかの市町村へ転出するとき	保険証
職場などの健康保険に加入したとき（健保などの被扶養者になったとき）	国保と健保の保険証
生活保護を受けるとき	保険証、保護開始通知書
死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑、葬祭費を振込む口座番号の分かるもの

脱退の届出が遅れると

資格がなくなったあとで国保の保険証を使って受診した場合、国保で負担した医療費を返還することになります。

口座振替にご協力ください

国民健康保険税の納付は原則口座振替をお願いしております。加入・変更手続きの際には口座番号の分かるものとその届出印をご持参ください。

ご注意ください

すべての手続きに身分証明書が必要です。また、各種申請書にマイナンバーの記載が必要になりました。マイナンバーの分かるものと顔写真付きの身分証明書をお持ちください。

国保の届出とあわせて年金や福祉医療などの手続きをする場合は印鑑が必要です。

20歳になったら国民年金

国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。

就職、退職、結婚などで国民年金の種類が変わることがあります。届出をしなかったために将来年金が受けられなくなる場合がありますので、忘れずに届け出ましょう。

■国民年金の被保険者は3種類です

第1号被保険者

農業、商業などの自営業者、学生や働いていない人で、第2号・第3号被保険者に該当しない人

第2号被保険者

会社員、公務員など厚生年金保険の被保険者

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

■学生は学生納付特例制度を

利用できます

学生のあいだは国民年金の納付が猶予されます。20歳以上の学生は毎年度申請が必要です。猶予された期間分は、社会人になってからでも申請年度から10年以内であれば保険料を納めることができます。

学生納付特例の申請手続きをしなかったり、保険料を納め忘れたりすると、在学中に事故や病気で障害が残っても障害基礎年金が受けられません。

申込み 学生証（有効期限の記載があるもの。写し可）または在学証明書、印鑑を持参し国保年金課年金係 ☎(95)9893